

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月11日 (第1回)
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	平田村 07503
地域名 (地域内農業集落名)	九生滝地区 (九生滝集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	64.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	64.5 ha
② 田の面積	39.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	25.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・現在は、1営農組合法人が地区の大部分を作付しており、今後地域内の未利用農地を集積していく必要がある。
- ・法人の人材確保も含めて、地域ぐるみで担い手の確保や育成が必要である。
- ・新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。
- ・有害鳥獣被害が増加傾向にある。
- ・中山間地域であり、山際は狭小な農地が多いため、効率的な利用が難しい。
- ・山際等に農業用機械が入りにくい農地があるため、環境整備が必要である。
- ・過去に圃場整備を実施しているが、実施していない場所については遊休農地が増加している。
- ・高収益作物(アスパラガス)については安定して生産できている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻については、法人や認定農業者等への集積・集約化を進める。
- ・飼料米や稲WCS、飼料用トウモロコシを作付し、耕畜連携に取り組むとともに労力削減を図る。
- ・地区の農地を維持するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金に係る協定を継続し、農道や水路の整備を実施する。
- ・地区内外の新規就農者の受け入れを積極的に行う。
- ・出し手と受け手の意向を踏まえながら農地バンクの活用を検討していく。
- ・高収益作物(アスパラガス)の生産について継続していく体制づくり。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、法人や担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	47.3	%	将来の目標とする集積率
			54 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
法人や担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

